

市発注工事における道路交通障害届出書等の提出について

従来、伊勢市が発注する工事で交通規制を実施する場合は、市監督員が道路交通障害届出書等の必要書類を作成し、道路管理者に協議・提出しています。

しかしながら、三重県公共工事共通仕様書（第1編 共通編 第1章 総則 1-1-38 交通安全管理 「3. 交通安全法令の遵守」及び「9. 交通安全管理」）において、受注者が、工事の施工にあたり道路管理者等関係機関と打合わせを行うこと、交通規制を実施する場合には関係機関に所定の手続きを行うことと規定されています。

このようなことから、平成28年10月1日以降に入札公告（見積通知）を行う工事については、原則、受注者において道路交通障害届出書等を作成し、道路管理者への協議・提出を行うものとします。

なお、不明な点がありましたら、工事発注課 各監督員にお問合せください。

平成28年9月27日

都市整備部（基盤整備課、維持課）

産業観光部（農林水産課）

上下水道部（上水道課、下水道建設課）